

京都府圏域総合水産基盤整備事業計画

令和4年7月

京都府

1. 圏域の概要

(1) 水産業の概要

① 圏域内に位置する市町村および漁業協同組合の概要

〔舞鶴市〕

市域の若狭湾に面する地域では定置網漁業が主体で、その他に小規模な漁船漁業が操業されている。市街地に面する舞鶴湾では採貝、採藻等の小規模漁業とともに、マガキ、トリガイ、イワガキ等の二枚貝類養殖業が行われており、トリガイについては宮津市、京丹後市の産品とともに「丹後とり貝」として「京のブランド産品」の認証を取得している。

重要港湾「京都舞鶴港」の西地区に位置する舞鶴漁港（3種）には、府内で最大の産地卸売市場があり、府内沿岸の漁獲物の多くが集荷されている。また、同漁港に在籍する沖合及び小型底曳網漁船により、ズワイガニ、カレイ類が水揚げされており、ズワイガニは「舞鶴かに」として地域団体商標を取得するなど、水産物のブランド化を進めている。

さらに、府外の大中型まき網漁船が随時水揚げに寄港する等、近隣地域の水産物の流通拠点として重要な地位を占めている。

〔宮津市〕

市域に面する若狭湾の沿岸では定置網漁業が操業され、栗田湾、宮津湾では小規模な漁船漁業が行われるとともに、近年はトリガイ、イワガキ養殖も開始され、規模拡大の途上にある。

宮津湾は地方港湾に指定されており、湾奥の市街地には産地市場が所在する。

日本三景の一つである天橋立をはじめ、観光地として旅館等が市内に多数所在しており、産地市場に水揚げされる地元水産物に対しては、観光資源としての期待、需要が従来から高い。これら地域資源を生かした「海の京都」の取り組みや、京都縦貫自動車道の全線開通の効果もあり、観光地としての新たな展開が図られている。

〔京丹後市〕

丹後半島最北端から兵庫県との府県境までの広範な漁業地域を有しているが、大型定置網が漁獲量の主体を占めることは、他の市町と同様である。その他には間人及び浅茂川漁港（いずれも2種）に沖合及び小型底曳網漁船が在籍し、ズワイガニ等を各漁港に水揚げしている。特に間人漁港に水揚げされる良質なカニは、「間人ガニ」として地域団体商標を取得し、全国的な知名度を誇る重要な観光資源である。

また、閉鎖性の久美浜湾は地方港湾に指定されているが、港域の一部が大型定置網漁業等の操業拠点となっており、漁業関係施設が整備されている。湾内では従来からマガキ養殖が行われているが、平成23年にはトリガイ養殖が事業化された。

〔伊根町〕

漁業が主幹産業の過疎地域であり、古くから集落単位で大小の定置網漁業が操業されてきた。

町内の大型定置網3経営体はいずれも漁民会社となっており、水産加工や観光商品の開発により、それぞれ経営の安定を図っている。

町内で最大の伊根漁港は、延縄漁業の拠点であるが、主要漁獲物のアカアマダイの付加価値、知名度向上を図るため、「丹後ぐじ」として府内外でのPR、販促活動を行っている。各漁業とも就業者の高齢化が進んでおり、特に、漁船漁業では技術継承等を含めた操業隻数維持のための対策が必要であり、主要漁獲物のアカアマダイのブランド化による成果が期待されている。

宮津市と伊根町で周年漁獲されるアカアマダイは平成24年3月に「京のブランド産品」の認証を取得し、「丹後ぐじ」として首都圏や近畿圏に出荷されている。

〔漁業協同組合の現況等〕

府内の沿海漁業協同組合は、平成24年4月に全ての漁協が合併し、京都府漁業協同組合となった。さらには、平成25年7月、産地市場を開設する京都府漁業協同組合連合会を包括承継し、府内一漁協体制により生産から流通までの一貫した価格維持、安定方策の構築による、安定した漁業経営の確立を目指している。

② 主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

令和元年の府内漁業の生産概要は、次のとおりである。（令和元年漁業・養殖業生産統計年報）

〔漁業種類別漁獲量〕

漁業種類	属人漁獲量 (t)	構成割合 (%)
大型定置網	6,976	81.5
小型定置網	523	6.1
底びき網	391	4.6
採貝・採藻	183	2.1
その他	485	5.7
海面漁業計	8,558	100.0

〔魚種別漁獲量〕

漁業種類	属人漁獲量 (t)	構成割合 (%)
イワシ類	1,656	19.4
サワラ類	1,618	18.9
ブリ類	1,966	23.0
マアジ	636	7.4
その他	2,682	31.3
海面漁業計	8,558	100.0

〔魚種別漁獲金額〕

魚種	属人漁獲金額 (百万円)	構成割合 (%)
サワラ類	735	23.2
ブリ類	555	17.5
ズワイガニ	276	8.7
その他の貝類	86	2.7
その他	1,512	47.9
漁業・養殖業計	3,164	100.0

漁業種類では大型、小型の定置網漁業で属人漁獲量の80%以上を占め、それを反映して魚種別漁獲量は回遊性魚類が上位の構成種となっている。

漁獲金額では漁獲量2位のサワラ類が1位であるが、京都府内を含む日本海西部海域に共通する近年の特徴として、平成12年頃から急激に漁獲量が増加しており、平

成19年には全国統計で京都府がサワラ類の府県別漁獲量で首位になった。

また、定置網漁業以外での漁獲物では、ズワイガニの金額が上位であり、地元での観光需要を背景として、引き続き重要な資源である。日本海西部海域のズワイガニ資源状況は中位を維持しており、TAC（ズワイガニ対象）制度に加え、府内の漁業者は操業の自主規制措置により持続的利用を図っている。

③ 水産物の流通・加工の状況

府沿海での生産物は、京都府漁業協同組合が舞鶴漁港及び宮津港などで開設している産地卸売市場に集出荷されている。舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町は水産物の生産地であるとともに、観光での需要を背景とした消費地でもある。漁獲物は府北部地域で消費されるほか、大量に水揚げされるイワシ類やアジ類、府外まき網船が水揚げする漁獲物及び一部の高級魚等を中心に北陸、東京、大阪方面に出荷されており、京都市内への出荷割合は少ない。

また、水産加工業は、内陸部の京都市に規模の大きなものが多い反面、沿海市町は小規模・個人経営が中心で、煮干し・干物などの加工や学校給食へのサワラ等の冷凍加工品供給を行っている。

④ 養殖業の状況

令和元年の府内養殖業の生産概要は、次のとおりである。（令和元年漁業・養殖業生産統計年報）

〔魚種別漁獲量〕

漁業種類	属人漁獲量 (t)	構成割合 (%)
ブリ類	32	10.4
マダイ	9	2.9
その他の貝類	40	13.0
その他	227	73.7
海面養殖業計	308	100.0
クロマグロ	—	—

※上記クロマグロについては、特定の生産者によるデータのため非公表とする。

〔魚種別漁獲金額〕

魚 種	属人漁獲金額 (百万円)	構成割合 (%)
ブ リ 類	50	5.5
マ ダ イ	15	1.6
そ の 他 の 貝 類	84	9.2
そ の 他	766	83.7
海 面 養 殖 業 計	915	100.0
ク ロ マ グ ロ	—	—

※上記クロマグロについては、特定の生産者によるデータのため非公表とする。

京都府ではブリやマダイなどの魚類養殖のほかに、舞鶴湾などでは、「丹後とり貝」の養殖が行われている。

「丹後とり貝」は通常のトリガイの約3倍の大きさとなるのが特徴で、京都府では大規模なトリガイ養殖に全国で初めて成功し、安定的に生産している。

さらに「丹後とり貝」の養殖については、ICTを活用した水質監視システムにより、効率的・効果的な養殖手法を取り入れ、令和3年においては約19万個を出荷している。

伊根湾ではクロマグロの養殖が行われている。クロマグロの養殖は稚魚から育てるのではなく、近海で取れた大型魚を生け簀に収容して、約半年育てる短期養殖が行われている。

京都府の定置漁業以外の生産物は少量・多品種であり、地元加工業と連携した大規模な市場、流通ルート開拓は困難であるため、特色ある水産物の高付加価値化を図るため、ブランド化を進めている。京の伝統野菜で先行した「京のブランド産品」に、「丹後とり貝」、「丹後ぐじ」が認証され、首都圏等の消費地市場に浸透を図り、一定の成果を得ている。

今後も新たな認証対象の発掘とブランド価値の維持に不可欠な品質確保を漁業者、漁協と共同で進める。

⑤ 漁業経営体、漁業就業者（組合員等）の状況

府内の漁業就業者数928人、漁業経営体数は636経営体（ともに平成30年漁業センサス）であり、漁業就業者のうち60歳以上の割合は50%となっている。

京都府漁業を支える人材は、著しい高齢化とそれに伴う減少が進み、この20年間で府内の個人漁業者数は半数近く（平成5年1,499人、平成25年792人、平

成30年597人)まで減少した。漁業者の減少は、地域で受け継がれてきた漁業技術が途絶えるばかりでなく、漁村地域の存続が危惧される状況にある。こうした課題に対処するため、京都府漁協を始めとする漁業団体、地元市町とともに、京都府漁業者育成校「海の民学舎」を平成27年4月に立ち上げ、これまでに修了生17名が府内漁業の現場で活躍している。今後、「海の民学舎」が新規就業者の養成、意欲ある若い漁業者の更なる研鑽を積む場となり、将来の京都府漁業を担う多様な人材を多く輩出することを目指すとともに、地域を挙げて後継者を育てるという取組を進めることが重要である。

⑥ 水産業の発展のための取組

〔府内産水産物のブランド化〕

京都府の定置漁業以外の生産物は少量・多品種であり、地元加工業と連携した大規模な市場、流通ルート開拓は困難であるため、特色ある水産物の高付加価値化を図るため、ブランド化を進めている。京の伝統野菜で先行した「京のブランド産品」に、「丹後とり貝」(養殖トリガイ)、「丹後ぐじ」(延縄漁業のアカアマダイ)が認証され、首都圏等の消費地市場に浸透を図り、一定の成果を得ている。

また、平成18年に特許庁・地域団体商標に登録された「間人ガニ」に加え、平成24年度には「舞鶴かに」(舞鶴で水揚げされたズワイガニ)が地域団体商標に登録され、今後も新たな認証対象の発掘とブランド価値の維持に不可欠な品質確保を漁業者、漁協と共同で進める。

〔地産地消の促進〕

府において、流通業界に対して府内産水産物の京都市中央市場への出荷拡大を支援した結果、中央市場への出荷量は、平成24年の852トンから1,135トンに増加した。

しかし、中央市場を経由すると量販店への配送は早くても水揚げ翌日となり他府県産との差別化が困難であることから、平成26年度には府漁協による市内量販店への産地直送について支援を開始した。

これらの取組により、平成26年度の1.6トンに対し、平成27年度は約18.7トンの水産物を直送。うち10トンが漁獲当日の店頭販売となっている。

また、京都縦貫自動車道の全線開通にも着目し、水揚げ当日に府内産水産物を京都市内量販店で販売するための物流ルートの開発と物流容器のリユース化によるコスト削減の取組などについて支援を進めている。

⑦ 水産基盤整備に関する課題

〔漁港整備〕

漁港施設の整備は概ね完了し、長寿命化対策を中心として計画的に事業を進めている。

昭和26年度を初年度とする国の第1次漁港整備長期計画から整備を始め、平成13年度までの第9次計画までに約半数の漁港で整備が完了した。

さらに平成14年度からは、新たに国の事業再編によりスタートした漁港漁場整備長期計画に基づく整備を進め、平成26年度には生産拠点漁港である間人漁港の整備が完了。平成28年度には流通拠点漁港である舞鶴漁港における高潮対策の完了により府内の全33漁港における所要の漁港施設整備を終えた。

さらに、引き続き漁港整備においては、衛生管理対策や地震・津波対策及び補完的な整備について取り組みを進めることとしている。

〔漁場整備〕

現時点において、府、市町ともに具体的な計画はない。

⑧ 将来的な漁港機能の集約化

現時点において、府、市町ともに具体的な計画はない。

(2) 圏域設定の考え方		
① 圏域タイプ	流通拠点型	設定理由； 府内最大の水産物産地卸売市場が設置され、府内漁港の水産物を集約する舞鶴漁港を流通拠点として圏域を設定する。
② 圏域範囲	京都府 沿岸全域 (関係市町名) 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町	設定理由； 各市町での水産物流通は舞鶴漁港と密接に関連するため、府内全域を圏域範囲とする。
③ 流通拠点漁港	舞鶴漁港（3種）	設定理由； 重要港湾「京都舞鶴港」の西地区に位置する舞鶴漁港は府内最大の産地卸売市場を有し、沿岸漁獲物の多くが集荷されるとともに、同漁港に在籍する小型底曳網漁船によりズワイガニ、カレイ類が、また府外の大中まき網漁船が水揚げに寄港する等、近隣地域の水産物の流通拠点として重要な地域を占めている。 (属地陸揚量 4,898t、陸上搬入量 7,235t・属地陸揚金額 1,096 百万円 (R元港勢))
④ 生産拠点漁港	間人漁港（2種）	設定理由； 地先に「間人ガニ」として有名な「ずわいがに」の生産地として中核的な役割を担う漁港である。さらに産地市場を有し、高度衛生管理を導入する漁港として生産拠点漁港に位置付ける。
⑤ 輸出拠点漁港		

(令和元年)

圏域の属地陸揚量(トン)	12,877 (漁港)	圏域の登録漁船隻数(隻)	1,307
圏域の総漁港数	33	圏域内での輸出取扱量(トン)	不明
圏域で水産物の水揚実績がある港湾数	2 宮津、久美浜		

当該圏域を含む養殖生産拠点地域名	伊根地域
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における主要対象魚種	クロマグロ
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別生産量(収穫量)(トン)	—
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別海面養殖業産出額(百万円)	—

※上記クロマグロの生産量及び産出額については特定の生産者によるデータのため非公表とする。

2. 圏域における水産基盤整備の基本方針

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

水産基盤整備等の実施により、一定の整備を終えており、水産物生産コストの縮減が図られている。

さらには将来に渡り円滑な漁業活動が可能となるよう補完的な整備を図ることとしている。

産地市場を有する流通拠点漁港の舞鶴漁港では、量から質への転換を図るとともに、府内水産物の販路拡大のため、高度衛生化に対応した市場整備へ向けて漁協とともに取り組みを進める。

市場施設を閉鎖型とするハード対策と衛生管理の各基準を満足するべくソ

フト対策に取り組み、最終目標となる衛生管理基準レベル3を目指して一層の衛生管理体制を向上させる。

併せて、電子入札システムの導入などIT化の活用によって市場機能の強化を図る。

②養殖生産拠点の形成

上場企業子会社が伊根町内に事業所を設置して、一定規模以上のクロマグロ畜養事業が営まれている。

さらには将来に渡り円滑な漁業活動が可能となるよう補完的な整備を図ることとしている。

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

水産基盤整備等の実施により、魚礁や増殖場の漁場整備を終えている。全国的に温暖化等の環境変化による藻場衰退が進んでいる状況であるが、現時点において、京都府での藻場の衰退は認められない。(環境省藻場データ確認済)

今後の展開としては、地元漁業者による適切な管理によって造成した藻場の維持保全を継続的に実施していく。

なお、京都府では、毎年、漁業者への聞き取り調査を行い、漁場として有効に機能していることを確認している。

また、京都府では、藻場の衰退が認められる状況となった場合に備えて、ホンダワラ類海藻の養殖を実施することによって、養殖された海藻の集団を母藻として機能させ、藻場の衰退を食い止めることを目的とした研究を進めている。(令和2年度農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究「ブルーカーボンの評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術の開発」に参画)

②災害リスクへの対応力強化

東日本大震災を踏まえ、国土交通省の日本海における大規模地震に関する調査検討会のデータ公表(H26.8)を受け、府においては平成27年度に「京都府津波浸水想定検討委員会」を設置、国土交通省により公表されたデータを活用して津波浸水想定を設定(H28.3)した。これを受け各関係施設の設計に必要な津波高の検討に着手し平成28年度末に設定を終えた。この結果をもとに平成30年度に流通拠点漁港の耐震耐津波診断を完了し、今後は、必要な整備を行うこととしている。

なお、高潮・高波等に対しては、流通拠点漁港での機能強化事業(高潮対策)

を完了している。

さらには将来に渡り円滑な漁業活動が可能となるよう漁港機能の保全を図ることとしている。

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

府内の漁港においては、一定の整備を完了したところである。多くの漁港では集落の地先としての立地を生かした漁業活動がなされているところであるが、今後、連携範囲やそれぞれの漁港での漁業活動の実態に応じて機能の分担等を図る必要が生じるものと考えられる。また、漁業活動のみならず観光等との連携など新たな活用についても進めることとしている。

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

京都府では生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため平成3年に水洗化計画を策定し水洗化を進めてきたところであり、5年毎の計画の見直しにより、平成28年3月「京都府水洗化総合計画2015」を策定した。これは、人口減少・高齢化の進行等、地域社会構造が変化する中で施設の老朽化等、新たな課題も顕在化していることから、老朽化への対応、安定的な事業経営など、汚水処理サービスの持続的な提供に向けた方向性を示したものである。

漁業集落においても当計画のもと整備を進め、平成27年度に整備を完了した。

さらには将来に渡り円滑な漁業活動が可能となるよう集落施設と漁港施設の機能保全を図ることとしている。

3. 目標達成のための具体的な施策

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

地区名	主要対策	事業名	漁港・港湾名	種別	流通拠点
舞鶴	流通機能強化	浜活交付金	舞鶴漁港	3種	○
舞鶴	流通機能強化	浜活交付金	竜宮浜漁港	2種	
舞鶴	流通機能強化	浜活交付金	野原漁港	2種	
舞鶴	流通機能強化	浜活交付金	成生漁港	1種	
宮津	流通機能強化	浜活交付金	養老漁港	2種	
伊根	流通機能強化	浜活交付金	本庄漁港	2種	
伊根	流通機能強化	浜活交付金	伊根漁港	2種	

○浜活交付金（舞鶴漁港）

デジタル社会を形成する取り組みとして、卸売市場業務の効率的な推進を図るため電子入札システム等のIT化を進める。（浜の活力再生広域プランより）

○浜活交付金（竜宮浜漁港、養老漁港、本庄漁港、伊根漁港）

生産現場における鮮度保持体制の強化に向けて、砕氷自動製氷施設を整備して氷の安定供給を図る。（浜の活力再生広域プランより）

○浜活交付金（成生漁港、野原漁港他）

船舶給油施設等の老朽化が進み維持コストが嵩む状況にあり、コスト削減により漁業経営の安定に結びつける必要があるため、改修・統廃合を進める。（浜の活力再生広域プランより）

②養殖生産拠点の形成

地区名	主要対策	事業名	漁港・漁場名	種別	流通拠点
伊根	養殖拠点	浜活交付金	伊根漁港	2種	

○浜活交付金（伊根漁港）

つくり育てる漁業の推進に繋げるため、一定規模以上のクロマグロの畜養機能の向上を目指して、冷凍冷蔵施設及び自動製氷施設を整備し鮮度保持体制の強化を図る。

（2）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化（計画期間内に実施予定なし）

地区名	主要対策	事業名
—	—	—

②災害リスクへの対応力強化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
舞鶴	安全・安心	機能強化	舞鶴漁港	3種	○
京丹後	安全・安心	機能強化	間人漁港	2種	
京都府	予防保全	機能保全	舞鶴漁港	3種	○
京都府	予防保全	機能保全	中浜漁港	4種	
舞鶴	予防保全	機能保全	竜宮浜漁港	2種	
舞鶴	予防保全	機能保全	野原漁港	2種	
宮津	予防保全	機能保全	養老漁港	2種	
宮津	予防保全	機能保全	栗田漁港	2種	

宮津	予防保全	機能保全	田井(栗田)漁港	1種	
京丹後	予防保全	機能保全	浅茂川漁港	2種	
京丹後	予防保全	機能保全	間人漁港	2種	
京丹後	予防保全	機能保全	浜詰漁港	1種	
伊根	予防保全	機能保全	本庄漁港	2種	
伊根	予防保全	機能保全	伊根漁港	2種	
伊根	予防保全	機能保全	新井漁港	2種	

○機能強化（舞鶴漁港）

大規模地震・津波等に備えて主要な漁港施設の耐震・耐津波の対策を行う。

○機能強化（間人漁港）

漁港の耐震・耐津波機能診断及び機能保全等を進めるとともに、漁業地域の安心安全を確保するため耐浪化、浸水対策を行う。

○機能保全（舞鶴漁港、中浜漁港）

漁港施設の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や耐津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕を進めていく。（京都府国土強靱化地域計画）

○機能保全（竜宮浜漁港、野原漁港）

漁港施設の整備、維持管理として、災害前後に機能が確実に発揮できるよう漁港施設の機能保全及び漂砂対策工を整備する。（舞鶴市国土強靱化地域計画）

○機能保全（養老漁港、栗田漁港、田井栗田漁港）

漁村集落の防災・減災を図るため、漁港施設の津波・越波対策のための改良やストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策を推進する。（宮津市国土強靱化地域計画）

○機能保全（浅茂川漁港、間人漁港、浜詰漁港）

効率的かつ効果的な維持修繕の実施による施設の長寿命化や施設保有量の最適化など、漁港施設を適正に維持管理し有効利用を図る取り組みを進める。（京丹後市国土強靱化地域計画）

○機能保全（本庄漁港、伊根漁港、新井漁港）

漁港施設の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や耐津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕を進めていく。（伊根町国土強靱化地域計画）

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
伊根	生活環境	飲雑用水	伊根漁港	2種	
伊根	生活環境	飲雑用水	本庄漁港	2種	
伊根	生活環境	集落排水	伊根漁港	2種	
伊根	生活環境	集落排水	本庄漁港	2種	
伊根	生活環境	集落排水	浦島漁港	2種	
伊根	生活環境	集落排水	新井漁港	2種	
舞鶴	生活環境	集落排水	成生漁港	1種	
舞鶴	生活環境	集落排水	田井漁港	2種	
舞鶴	生活環境	集落排水	西大浦漁港	1種	

○ 飲雑用水（伊根漁港・本庄漁港）

断水しない清浄な水の供給を実現し、健全な上水道機能を維持していくため、計画的に上水道施設の整備・更新を行う。

○ 集落排水（伊根漁港、本庄漁港、浦島漁港、新井漁港）

水洗化された衛生的な生活環境を維持し、美しい漁場の保全を図るため、計画的に下水施設の整備・更新を行う。

○ 集落排水（成生漁港、田井漁港、西大浦漁港）

水洗化された衛生的な生活環境を維持し、美しい漁場の保全を図るため、計画的に下水施設の整備・更新を行う。

4. 環境への配慮事項

現時点において、府、市町ともに漁港・漁場における再生可能エネルギー導入の具体的な計画はない。

なお、漁港内の照明施設については、順次 LED 化が行われている。

また、工事の際の環境負荷の削減、リサイクル材の利用等については、京都府が行う全ての公共事業を対象に構想及び実施の各段階でガイドライン等に基づく評価が行われている。

5. 水産物流通圏域図

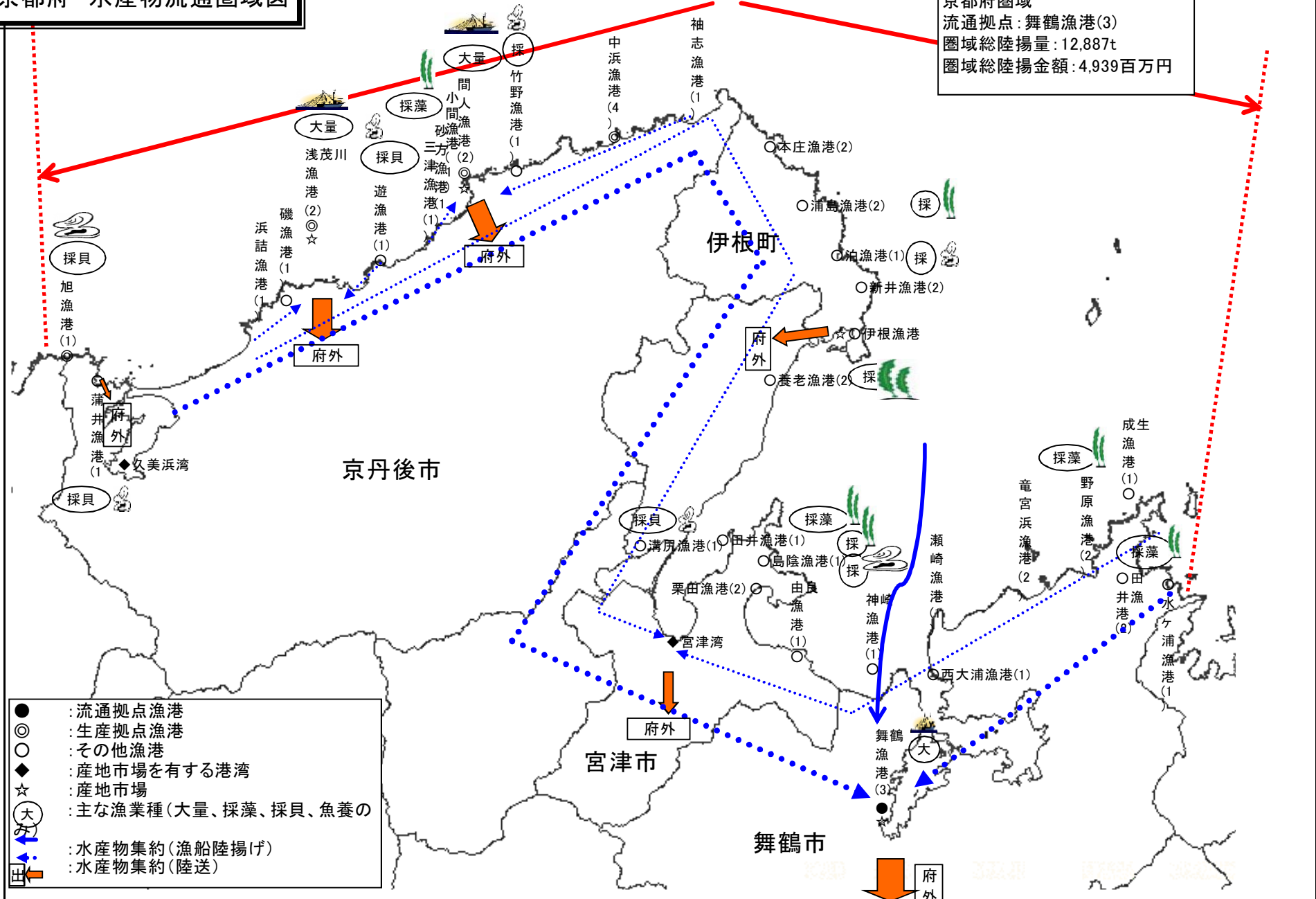
6. 当該圏域を含む養殖生産拠点地域図

7. 漁港ごとの役割や機能分担及び漁港間での連携の状況を示す資料

8. その他参考となる資料

京都府 水産物流通圏域図

京都府圏域
 流通拠点：舞鶴漁港(3)
 圏域総陸揚量：12,887t
 圏域総陸揚金額：4,939百万円

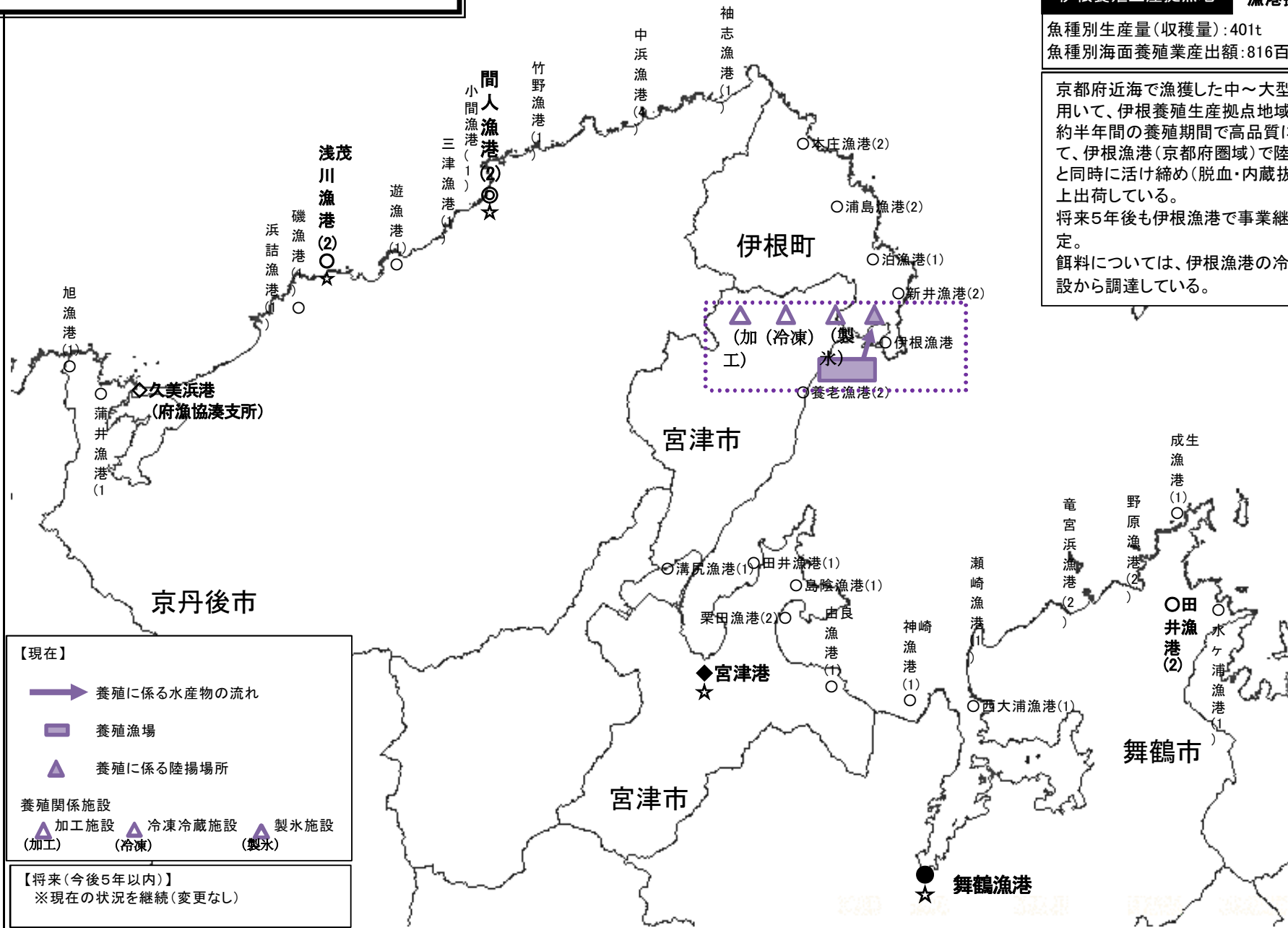


京都府(クロマグロ)養殖生産拠点地域

伊根養殖生産拠点地 漁港拠点

魚種別生産量(収穫量): 401t
 魚種別海面養殖業産出額: 816百万円

京都府近海で漁獲した中～大型魚を用いて、伊根養殖生産拠点地域での約半年間の養殖期間で高品質に仕立て、伊根漁港(京都府圏域)で陸揚げと同時に活け締め(脱血・内蔵抜き)の上出荷している。
 将来5年後も伊根漁港で事業継続予定。
 餌料については、伊根漁港の冷蔵施設から調達している。



【現在】

- 養殖に係る水産物の流れ
- 養殖漁場
- 養殖に係る陸揚場所

養殖関係施設

- 加工施設 (加工)
- 冷凍冷蔵施設 (冷凍)
- 製氷施設 (製氷)

【将来(今後5年以内)】
 ※現在の状況を継続(変更なし)

京都府圏域 集・出荷機能連携図(案)

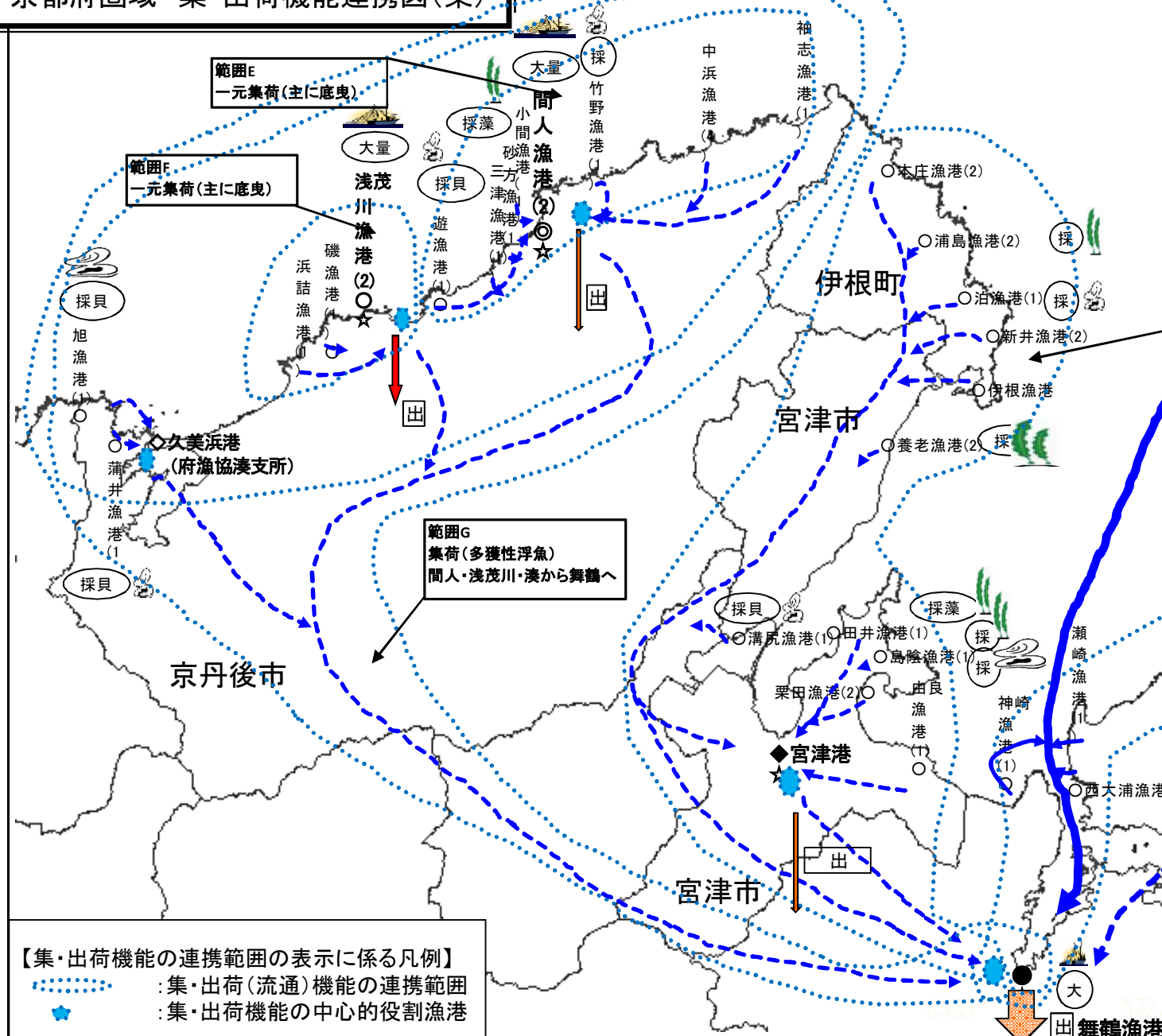
京都府圏域
 流通拠点：舞鶴漁港(3)
 圏域総陸揚量：12,887t
 圏域総陸揚金額：4,939百万円

範囲A
 流通拠点漁港である舞鶴漁港に、府内全域から個人、漁協、生産会社が水産物を集約している

範囲D
 産地市場のある宮津港又は舞鶴漁港に集約している

範囲C
 流通拠点漁港である舞鶴漁港に水産物を

範囲B
 水ヶ浦漁港の水産物を田井(舞鶴)漁港に集約して



【集・出荷機能の連携範囲の表示に係る凡例】

- : 集・出荷(流通)機能の連携範囲
- ★ : 集・出荷機能の中心的役割漁港

- : 流通拠点漁港
- ◎ : 生産拠点漁港
- : その他漁港
- ◆ : 産地市場を有する港
- ☆ : 産地市場
- ◇ : 産地市場を有しない港
- (大) : 主な漁業主(大量、採藻、採貝、魚養のみ)
- (小) : 水産物集約(船舶陸揚げ)
- (中) : 水産物集約(陸揚)
- (出) : 加工・流通地への出荷

京都府圏域 準備機能連携図(案)

京都府圏域
 流通拠点: 舞鶴漁港(3)
 圏域総陸揚量: 12,887t
 圏域総陸揚金額: 4,939百万円
 漁港33港、港湾2港

範囲E
 伊根漁港から板水を供給
 (養老、本庄)

範囲A
 水ヶ浦漁港が田井(舞鶴)漁港
 の給油、給水、製氷、貯氷、冷
 凍冷蔵施設を共同利用してい

範囲B
 瀬崎、西大浦、神崎漁港が舞鶴漁港
 の給油施設を共同利用している

範囲F
 袖志漁港が中浜漁港の製氷施設を
 共同利用している

範囲G
 竹野・小間・砂方漁港が間人漁港
 の給油・製氷施設を共同利用してい

範囲H
 三津、遊、磯漁港が浅茂川漁港の
 給油・製氷施設を共同利用している

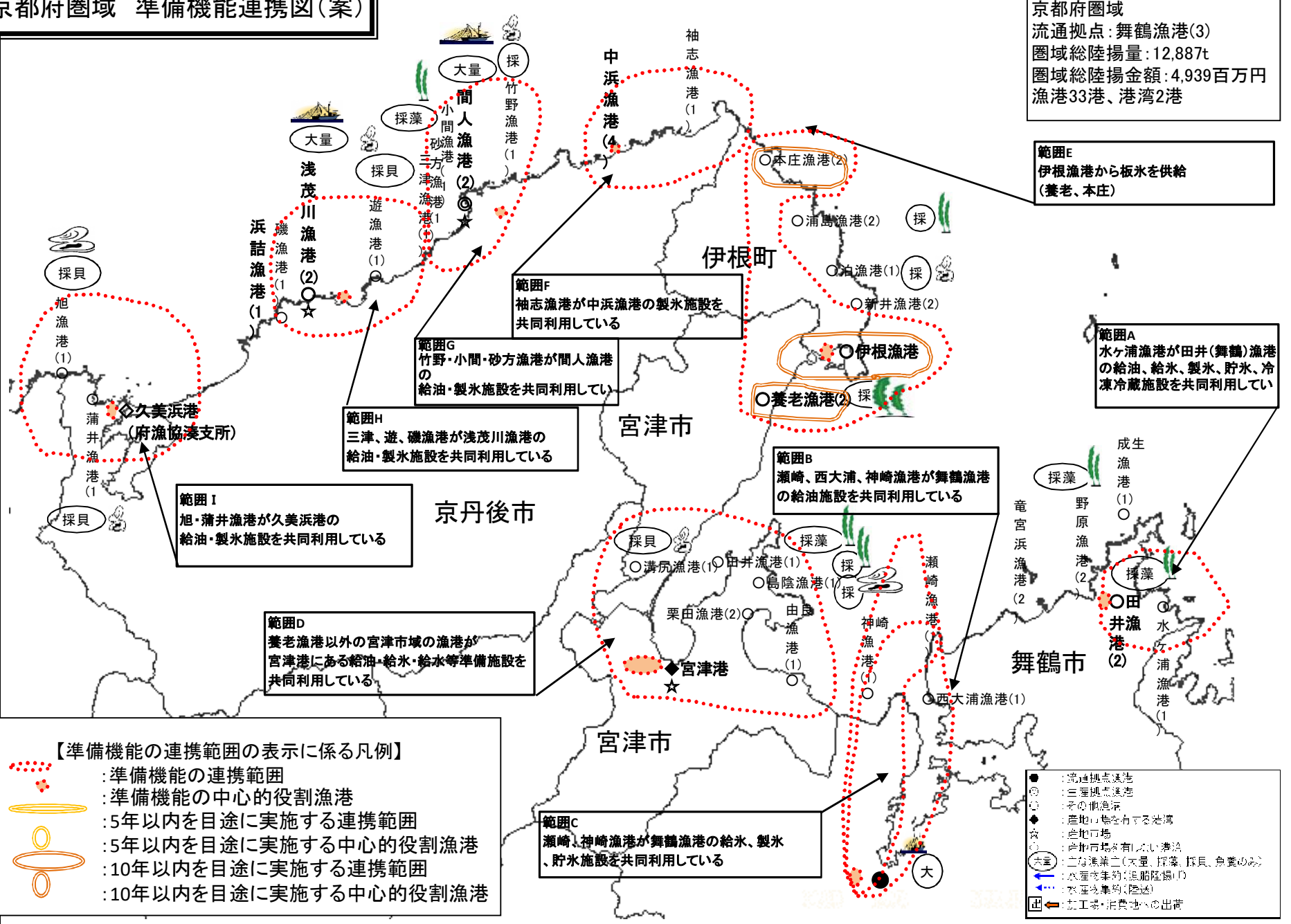
範囲I
 旭・蒲井漁港が久美浜港の
 給油・製氷施設を共同利用している

範囲D
 養老漁港以外の宮津市域の漁港が
 宮津港にある給油・給水・給氷等準備施設を
 共同利用している

範囲C
 瀬崎、神崎漁港が舞鶴漁港の給水、製氷
 、貯氷施設を共同利用している

- 【準備機能の連携範囲の表示に係る凡例】
- : 準備機能の連携範囲
 - : 準備機能の中心的役割漁港
 - : 5年以内を目途に実施する連携範囲
 - : 5年以内を目途に実施する中心的役割漁港
 - : 10年以内を目途に実施する連携範囲
 - : 10年以内を目途に実施する中心的役割漁港

- : 流通拠点漁港
- ◎ : 主要流通拠点
- : その他漁港
- ◆ : 産地市場を有する港湾
- ☆ : 産地市場
- : 産地市場を有しない漁港
- 大量 : 主な漁業品(大量)採藻、採貝、魚業のみ
- ← : 水産物集約(船舶)
- ← : 水産物集約(陸送)
- 出 : 加工品・消費地への出荷



<様式1>

拠点漁港リスト

○ 現行圏域計画については、拠点漁港欄に「流通」、「生産」、「輸出」と記載しておりますので、誤りがないかご確認ください。なお、一般漁港については、現時点で空欄となっておりますので、該当漁港に「一般」と記載してください。
 ○ 新圏域計画については、<様式1 別紙>「拠点漁港の選択理由」を参照の上、拠点設定の理由をA~Iの中から選び、その記号を記載してください（輸出拠点については、輸出魚種（複数可）も併せて記載ください）。一般漁港については、該当漁港に「一般」と入れてください。

※平成30年時点の漁港リストとなっておりますので、適宜最新の漁港リストとなるよう追加および削除を行ってください。

<記載例>

都道府県名	市町村名	圏域名	漁港名	種別	現行圏域計画				新圏域計画				変更理由	
					流通拠点	生産拠点	輸出拠点	一般漁港	流通拠点	生産拠点	輸出拠点 魚種	一般漁港		
○○	××	◆◆	△△	3	流通		輸出			A		E	ホタテガイ	

都道府県名	市町村名	圏域名	漁港名	種別	現行圏域計画				新圏域計画				変更理由	
					流通拠点	生産拠点	輸出拠点	一般漁港	流通拠点	生産拠点	輸出拠点 魚種	一般漁港		
京都	舞鶴市	京都府	水ヶ浦	1				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	成生	1				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	瀬崎	1				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	西大浦	1				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	神崎	1				一般					一般	
京都	宮津市	京都府	由良	1				一般					一般	
京都	宮津市	京都府	島嶽	1				一般					一般	
京都	宮津市	京都府	田井(兼田)	1				一般					一般	
京都	宮津市	京都府	溝尻	1				一般					一般	
京都	伊根町	京都府	泊	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	袖志	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	竹野	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	小間	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	砂方	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	三津	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	遊	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	磯	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	浜結	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	蒲井	1				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	旭	1				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	田井(舞鶴)	2				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	野原	2				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	竜宮浜	2				一般					一般	
京都	宮津市	京都府	栗田	2				一般					一般	
京都	宮津市	京都府	養老	2				一般					一般	
京都	伊根町	京都府	伊根	2				一般					一般	
京都	伊根町	京都府	新井	2				一般					一般	
京都	伊根町	京都府	浦島	2				一般					一般	
京都	伊根町	京都府	本庄	2				一般					一般	
京都	京丹後市	京都府	間人	2		生産				F				
京都	京丹後市	京都府	浅茂川	2				一般					一般	
京都	舞鶴市	京都府	舞鶴	3	流通		輸出		A					D Eのいずれにも該当しない
京都	京丹後市	京都府	中浜	4				一般					一般	

<様式2>

養殖生産拠点地域リスト

都道府県	市町村名	養殖生産拠点地域名	対象魚種	魚種別生産量（収穫量）（トン）	魚種別海面養殖業産出額（百万円）	備考
京都府	伊根町	伊根地域	クロマグロ	-	-	

※地域・魚種別に作成をお願いします。

京都府水産物流通圏域一覧表(2/3)

都道府県名	京都府	シートNO	/
-------	-----	-------	---

1	圏域名	京都府																												圏域計	備 考							
2	圏域型式	流通拠点(一般)型																																				
3	市町村名	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	宮津市	宮津市	宮津市	宮津市	宮津市	宮津市	宮津市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	京丹後市	伊根町		伊根町	伊根町	伊根町	伊根町			
4	漁港(港湾)名	水ヶ浦	成生	瀬崎	西大浦	神崎	田井(舞鶴)	野原	竜宮浜	舞鶴	由良	島陰	田井(栗田)	清尻	栗田	養老	袖志	竹野	小間	砂方	三津	遊	磯	浜詰	蒲井	旭	間人	浅茂川	中浜	伊根		新井	泊	浦島	本庄			
9	漁港種別(港湾種別)	1	1	1	1	1	2	2	2	3	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	4	2	2	1	2	2		
	A 業出荷機能																																			0		
	①荷捌所等立地、近隣数漁港水産物集出荷		○		○		○	○	○	○					○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	
	②近隣数漁港養殖生産物集出荷																																			0		
	③冷凍冷蔵施設立地		○							○	○	○																								4		
	④製氷施設立地		○		○					○	○	○																								5		
	⑤一次加工処理施設立地									○																										1		
	⑥その他()																																			0		
	B 休憩機能																																			0		
	①当該漁港所属漁船用の休憩機能	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
	②陸揚機能はない			○		○					○																									3		
	③その他()																																				0	
	C 準備機能																																				0	
	①当該漁港所属漁船用の準備機能	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
	②陸揚機能はない			○		○					○																										3	
	③その他()																																				0	
	D 避難機能																																				0	
	①圏域内の漁船避難可能な漁港															○														○	○					3		
	②圏域外の漁船避難可能な漁港																																				0	
	③その他()																																				0	
	E 生活基盤確保機能																																				0	
	①定期航路(旅客)の出入港機能																																				0	
	②定期航路(物資)の出入港機能																																				0	
	③緊急用ヘリポート																																				0	
	④その他()																																				0	
	F 地先漁業生産機能																																				0	
	①地先漁業権漁業(共同、区画、定置等)を営む沿岸漁業に依存	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	
	②希少価値の高い水産物を生産																											○	○							2		
	③磯根漁業や一本釣り等小規模沿岸漁業が営まれている	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30	
	④その他()																																				0	

漁港の役割・機能分類

京都府水産物流通圏域一覧表(3/3)

都道府県名	京都府	シートNO	/	京都府																											圏域計	備考			
圏域名	圏域型式	市町村名	流通拠点(一般型)																																
漁港(港湾)名	水ヶ浦	成生	瀬崎	西大浦	神崎	田井(舞鶴)	野原	高宮浜	舞鶴	由良	島陰	田井(栗田)	溝尻	栗田	養老	袖志	竹野	小間	砂方	三津	遊	磯	浜詰	蒲井	旭	間人	浅茂川	中浜	伊根	伊根	伊根	伊根	伊根		
漁港種別(港湾種別)	1	1	1	1	1	2	2	2	3	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	4	2	2	1	2	2
機能集約の構想・計画	a 集・出荷機能区分																												0						
	①産地市場の統廃合																												0						
	②荷捌き所の集約化																												0						
	③冷凍冷蔵施設の集約化																												0						
	④製氷施設の集約化																												0						
	⑤一次加工処理施設の集約化																												0						
	⑥その他()																												0						
	b 準備・休憩機能区分																												0						
	①給油、給水、給氷、製氷、貯氷、冷凍冷蔵施設の集約化																												0						
	②その他()																												0						
	c 増養殖・畜養強化機能区分																												0						
	①水産種苗生産施設、増養殖用飼料保管調製施設、増養殖用作業施設の集約化																												0						
	②その他()																												0						
	d 防災・減災、避難機能区分																												0						
	①係留施設(岸壁など)、外郭施設(防波堤など)、荷さばき所の集約化																												0						
	②被災時に漁船が利用する給油、給水、給氷施設の集約化																												0						
③その他()																												0							
e-1 その他()																												0							
具体的な内容:																												0							
e-2 その他()																												0							
具体的な内容:																												0							
e-3 その他()																												0							
具体的な内容:																												0							
e-4 その他()																												0							
具体的な内容:																												0							

機能集約の構想・計画

※「a集・出荷機能区分」の②～⑤、「荷捌き所、冷凍冷蔵施設、製氷施設、一次加工処理施設の集約化」については、機能集約に伴い、集約する漁港において、新たに施設の整備が行われる場合は、マークに「(整)」と付すこととする。(例:「○(整)」 「●(整)」)

